

平成 28 年 6 月 6 日 第 1 回行政不服審査会 B 委員の質問に対する回答

Q 行政手続法により、法令に違反する事実の是正の処分が行われた場合、行政不服審査法の不服申立期間は、どのように考えるのか。

A 改正行政不服審査法において、不服申立てをすることができる期間は、60 日から 3 ヶ月に延長されました。

※ 法第 18 条第 1 項「不服申立期間は処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。」

行政手続法は、申請に対する処分（営業の許可などの申請に対して許可する・しないという処分）、不利益処分（許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする処分）、行政指導（指導・勧告・助言など、処分ではない）、届出、パブリックコメントなどの手続きについて定めた法律です。

市が行う処分のうち、法律に基づくもの、たとえば生活扶助や健康保険に関する処分などについては行政手続法が適用されますが、条例・規則を根拠とするものや行政指導（すべて）については、行政手続法ではなく、市が定める条例が適用されます。

行政手続法は、平成 27 年 4 月に改正法が施行され、行政機関に対し、一定の場合に国民が処分等を求めることができる手続きや行政指導の中止等を求めることができる手続きが加わりました。

ご質問の件ですが、以下のように整理しました。

- 1 改正行政手続法では、市民が法令に違反する事実を発見し、市に対しそれを是正するための処分を求め、申し出を受けた市は必要な調査を行った結果必要があると認めた場合、その処分が行われます。

その行政処分を受けた者が、行政不服審査法における不服申立を行う場合の不服申立期間についてですが、この場合、改正行政手続法により処分が行われた日から 3 ヶ月が不服申立期間となります。

- 2 行政庁がした処分を違法であると思料して求める当該処分の取り消しについては、行政事件訴訟法の取消訴訟又は行政不服審査法の不服申立等によることになります。不服申立てであれば、同様に行政処分が行われた日から 3 ヶ月が不服申立期間となります。